

諸塚村行財政改革大綱2011ダイジェスト版

平成23年4月1日

1. 行財政改革の基本的な考え方

本村は、厳しい行財政状況の中で、村政運営のより一層の簡素化、効率化、重点化を図るために、昭和60年から五次にわたり、行（財）政改革大綱を策定し、行財政改革を推進してきました。

しかしながら、少子・高齢化の進行や経済・財政状況の悪化など、地方自治体の運営はますます厳しい状況となっています。また、地方分権社会の進展の中で、自治体の自主的・自立的な運営も強く求められています。

このような状況の中、多様化する行政需要に対応するためには、今後とも徹底した行財政改革に取り組む必要があります。

そこで、今回策定の「諸塚村行財政改革大綱2011」では、住民福祉の増進を尊重しつつ、最小の経費で最大の効果をあげるよう、「自立可能な簡素で効率的な行財政の確立」を目指すこととし、実施期間を平成23年度から平成27年度の5カ年と定め、推進することとしました。

今後とも、行財政の合理化に努めるとともに、全職員挙げて意識改革を行い、自立の村づくりを進めるための創意工夫を怠らず、住民福祉の向上を図るため、次の実施方針に基づき、行財政改革を推進してまいります。

2. 行財政改革の実施方針

（1）職員の意識改革

職員自らが自己啓発に努め、行財政運営の意識改革を図ります。

※ 今回、本大綱で最も重要であると位置付け、実施方針の巻頭に記載しています。

（2）事務事業の見直し

① 事務事業の整理合理化

「最小の経費で最大の効果を上げること」は、行政の永遠の課題です。事務事業について、点検・見直しを行い、事業の廃止・縮小・統合等の整理合理化を行います。

② 補助金等の整理合理化

補助金は、産業振興や住民が生活する上で重要なものとなっていますが、村財政の中で大きな比重を占めています。今一度、行政の責任分野、経費負担の在り方、行財政効果等の観点から検証を行い、補助金の廃止・縮小・統合等の整理合理化を行います。

③ 事務処理の簡素化

村民サービスの向上、村民の負担軽減、行政事務の迅速化の観点から、申請の簡略化や必要性の薄れた会議等の在り方の見直し等を行います。

（3）組織・機構の見直し

① 行政組織の簡素合理化

行政需要に対応していくために、行政組織・機構の見直し等を行います。

② 事務・事業の民間委託推進

民間委託の可能な事務・事業については、指定管理者制度を含め、推進します。

(4) 第三セクター等関係

団体の自主性に配慮し、経営体制の強化を促すよう取り組みます。

(5) 定員管理及び給与の適正化

① 適正な定員の管理

簡素で効率的な行財政確立のため、適材適所の職員配置を行い、定員管理の適正化を推進します。

② 適正な給与の管理

人事院勧告及び国の公務員制度改革の動向と合わせて取り組み、適正な給与管理に努めます。

(6) 行政情報化の推進

行政サービスの向上や事務処理の迅速化を図るため、OA 環境の整備を進めるとともに、全村情報化の取り組みを行います。

(7) 行政運営の公正確保と透明性の向上

行政手続条例に基づき、適正な行政運営に努めます。

(8) 経費の節減合理化と財政の健全化

① 経費の節減合理化

職員一人ひとりがコスト意識を持ち、厳しい財政事情を考慮した適正な予算編成を行います。

② 財政の健全化

事務事業の評価による効果の把握を行い、経常経費の増大や地方交付税の削減等を十分に考慮し、総事業費の抑制を図ります。

(9) 公共施設の設置及び管理運営の合理化

既存施設は運営方法や料金等を見直し、有効利用を図り、民間委託可能なものについては検討を行い、委託を推進します。

(10) 公共工事の適正化及びコスト縮減

適正な執行・施行を確保し、社会資本の整備が効率的に推進されるよう努めます。

(11) 広域行政の推進

村単独では取り組みが困難な国民保険・介護保険業務、廃棄物の処理等について、広域運営体制の構築を図ります。

詳しくは、サイボウズのファイル管理の中に掲載している「諸塚村行財政改革大綱 2011」及び「実施計画」を参照してください。（諸塚村ホームページにも掲載しています。）